

東京市従業員組合  
臨時大會

一、開會、辭

一、議長選舉

一、書記、任命

一、資格審査委員、任命

一、待遇改善運動経過報告

一、議事

イ、運動方針確定、件

ロ、市従業員共済委員会設置、件

ハ、再考款類書提出二聯、件

一、反諷団体代表祝辞

一、開會、辭

特別給付規程実施運動経過報告

吾等、我々東京市雇員の現待遇條件が社会的に見て甚しく低方であつた。吾等、此の永年の苦しい体験を忍び得ず、遂に昨年九月十三日日本組合が東京市当局に待遇改善の六項目を提出した。爾來、当局は其の項目中の退職手当の制定及び電氣局の天沼組合の華する施設を併せて特別給付規程を立案し、大正拾二年九月一日より実施する事を断言した。然るに、中村市長は其の實施以前に市会の關係上、辭職して新任伊沢市長は其の爲め認められた。議は延引され来たつたのである。吾々は八月七日再び伊沢市長に再考を求めせるに市長は之を否認し、之に對する特別委員会を各局課長より構成し、前指五若數回に亘りて委員会を聞き、特別給付規程の案を脱稿し、九月以後は特別規程を本年（昭和三年）一月一日より實施する事を言明したのである。其の伊沢市長の辭職に依り西久保現市長の就任を見たる今日迄、吾々は謹忍自重、案に一年有餘に及ぶる今日、其の實施期も過ぎ、一月も過ぎず、月々其の實施を見るに至らず、反響する處に依れば現市長は之を疎略し、種々な人とするの報に接し、新聞紙も又之を記載せり。依つて二月二日以來三月九日迄に三回に亘りて市当局を訪ね、其の勝助後、其の経過及び實施如何を質せし處、第一回は全然知らぬ、其の上層答する由、第二回は不在、最後、面会に於て前理事長が本案を脱稿してあり、自命も研究不徹底に終了した。又本案の實施の必要なる事を認め、現市財政の支